

衆議院法務委員会ニュース

平成 20.4.18 第 169 回国会第 9 号

4 月 18 日、第 9 回の委員会が開かれました。

1 保険法案（内閣提出第 65 号）

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 66 号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・鳩山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

古本 伸一郎君（民主）

- ・保険給付の履行期の規定について、保険金の支払時期の実態を踏まえてより具体的に規定する必要があると思うが、法務大臣の所見を伺いたい。
- ・保険法案は保険契約に関する法律であって、保険団体の組織や運営を縛るものではないということについて法務当局に確認したい。
- ・団体保険については、被保険者の同意の有無を規定するにとどまらず、被保険者の同意のとり方についても検討していく必要があると思うが、法務当局の見解を伺いたい。
- ・自動車重量税は今ではその 6 割が道路建設以外のことに使われており、税の創設の趣旨と違った運用がなされている。こうした実態について法務大臣の所見を伺いたい。

滝 実君（無）

- ・損害保険における保険金額の算定について、実損てん補主義とせず比例按分主義を導入したのはなぜか。法制審議会ではどのように議論されたのか。
- ・告知義務違反があった場合に、欧米ではプロ・ラタ主義が導入されているが、保険法案ではオール・オア・ナッシング主義を導入したのはなぜか。法制審議会ではどのように議論されたのか。
- ・保険金殺人など犯罪目的で保険を契約することを防止するためにどのような対応策を講じているのか。

加藤 公一君（民主）

- ・大災害が発生した場合など、保険金給付の請求がすぐできないことがある。このような場合の保険給付請求権の消滅時効については、特別の配慮があってもよいのではないか。
- ・保管者の責任保険について定めた現行商法第 667 条の規定は、保険法案では削除されている。賃借人が火災を發

生させたために建物を失った所有者にとっては不利益になると考えるが、この規定は存続させてもよいのではないか。

- ・故意又は重過失がある場合でなければ、失火者が損害賠償責任を負わないことを定めた失火責任法は、あまりにも理不尽な結果になる場合も考えられるため、同法は廃止してもよいのではないか。

保坂 展人君（社民）

- ・日体大の水泳部員が、中国での高地トレーニング中に死亡した事故について、遺族に支払われた 300 万円は保険金なのか見舞金なのか。
- ・学研災が保険金の支払の査定を行うに際しては、被保険者の死因を確定するために解剖を必ず行うこととしていないのか。本件について、解剖を行わずに死因を病死としたことは妥当か。
- ・軽微な詐欺行為は、保険法案第 30 条第 1 号の契約解除事由に該当するのか。また同条第 3 号の「契約の存続を困難とする重大な事由」はあいまいな概念であると考えますが、法務当局の見解を伺いたい。